

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、子育ての孤立感・負担感の増大や待機児童の増加などの子ども・子育てに関する様々な課題を解決するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供するなど子ども・子育て支援新制度を創設し、平成27年度から施行することとしており、市町村においては、制定された子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。

奥州市における子ども・子育ての支援策は、「子育てするなら奥州市で」をスローガンとした奥州市次世代育成支援行動計画「子育て環境ナンバーワンプラン」を平成19年3月に策定し、計画の主人公は子どもであるとの共通認識のもと、家庭、地域、学校、企業、行政が一体となって取り組む前期計画（～21年度）において進めてきました。その結果、子育て支援策や母子保健施策に一定の推進が図られたものの、少子化は進行し、地域社会の活力低下など環境への影響が懸念され、より一層の子育て環境の整備を進めるため、後期計画（22～26年度）を策定し取り組んでおり、奥州市総合計画後期5カ年計画（24～28年度）の市政発展のための戦略プロジェクトの一つになっています。

子ども・子育て支援法等に基づく子ども・子育て支援の制度創設に当たり、本市ではこれからの幼児期の学校教育・保育の総合的提供、すべての子どもと子育て家庭への支援に重点を置いた「奥州市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、すべての子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭を地域全体で支援し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

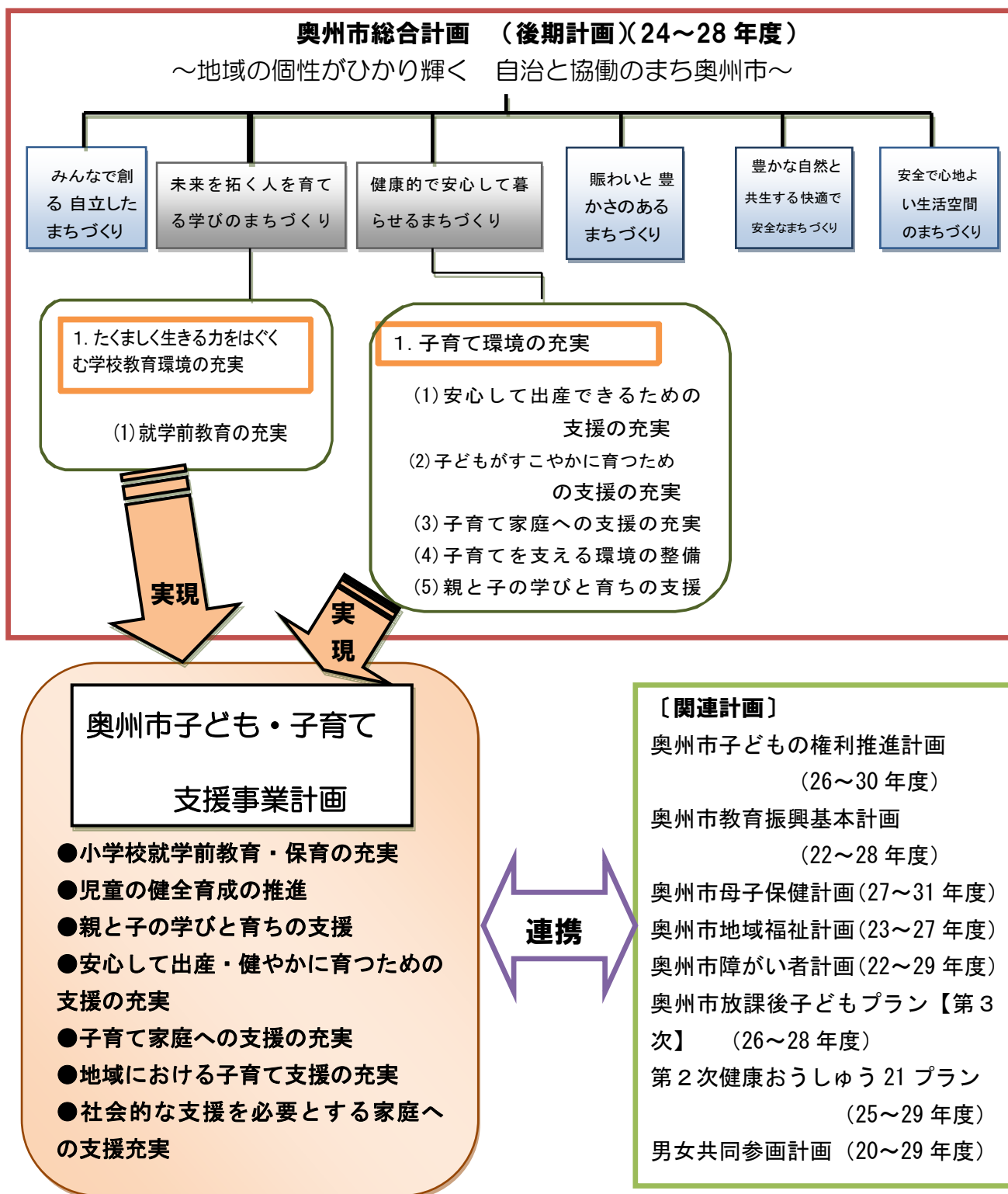
また、「奥州市総合計画」を上位計画とし、同後期計画の市政発展のための戦略プロジェクト「子育て環境ナンバーワンプロジェクト」及び分野別計画「健康的で安心して暮らせるまちづくり」の基本施策「子育て環境の充実」等を実現するための計画として、関連する本市の部門別計画と連携、整合性を図り事業を推進していくものです。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

[総合計画等との関係図]



3 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの5か年を一期として策定します。

なお、平成29年度において、量の見込みと確保方策について、実績に基づく中間見直しを行いました。